一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年6月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和4年6月8日	有限会社青井運送 （法人番号 9330002029921） 代表者田上明仁 熊本県人吉市灰久保町18-2	本社営業所 熊本県人吉市蟹作町字東中通300	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和4年3月10日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	4点	4点